

休日トリップ&トリート事業
デジタルクーポンキャンペーン仕様書

1 業務の目的

20～40代の女性を主なターゲット層とし、カフェ、温泉及び体験型観光施設等を取り扱ったデジタルクーポンキャンペーン（以下、「キャンペーン」）を実施することで、鹿児島市周辺地域（吉田・桜島・喜入・松元・郡山）、日置市及びいちき串木野市への周遊を促進する。

また、実施に当たっては、参加事業者を対象とした顔合わせ会・検討会の開催や、客の属性分析・アンケート結果のフィードバック等により、事業者の積極的な関与を促し、事業終了後の地域主体となった展開を見据え、事業者を巻き込む仕掛けを作る。

2 履行期限

令和8年3月13日（金）

3 委託金額の上限額

16,699,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

内訳：運営事務費（事業者の提案による金額の変動あり）	11,835,000 円
クーポン交付額（固定額）	4,864,000 円

4 業務内容

(1) 参加施設の選定

参加施設は、カフェ、温泉、体験型観光施設等を対象に20代～40代の女性をターゲットにした施設を選定の上、アプリ内に登録すること。対象施設については、鹿児島市旧5町*、日置市及びいちき串木野市から選定し、キャンペーン開始時には少なくとも100施設程度の登録を行うこと。

また、参加施設の選定に当たっては、カフェ、温泉、体験型観光施設等それぞれの施設数におけるバランスに配慮すること。

(2) 地域別事業者顔合わせ会・検討会等

ア 地域別事業者顔合わせ会・検討会等の開催

本業務について、参加施設どうしの繋がりをつくり、各地域における協働の機運を醸成するため、地域ごとに参加施設の顔合わせ会、キャンペーン開始前の検討会を開催すること。キャンペーン実施後は、効果・分析結果等のフィードバック会を各地域で行うこと。交流会及び検討会等の実施地域及び回数については以下のとおり（別紙「スケジュール」参照）。

	事業者 顔合わせ会	検討会 (キャンペーン前)	フィード バック会	計
開催時期	R 7. 6 初旬 ～ R 7. 8 中旬	R 7. 9 中旬 ～ R 7. 11 月	R 8. 3	—
鹿児島市 (1 地域)	1 回	—	1 回	2 回

日置市 (3地域)	各1回	各1回以上	各1回	9回以上
いちき串木野市 (2地域)	各1回	各1回以上	各1回	6回以上
計	6回	5回以上	6回	17回以上

※ 鹿児島市：全体で1地域

日置市：3地域（①旧伊集院町，②旧東市来町，③旧日吉町＋吹上町）

いちき串木野市：2地域（①旧串木野市，②旧いちき町）

イ ファシリテーターの選定・配置

地域別事業者顔合わせ会，検討会等の開催にあたっては，ファシリテーターを1名以上選定し，地域の事業者と一体となって企画を運営できる体制を整備すること。

(3) デジタルクーポンに係るアプリの構築等

ア アプリ構築

クーポンはスマートフォンで管理することとし，ネイティブアプリ又はWEBアプリ（以下，「アプリ」）を通じて行う。アプリは登録料，使用料は無料（通信費は除く）とし，使用時におけるスマートフォンのデータ容量やバッテリー消費量等にも配慮すること。

イ クーポンの種類

- ・ クーポンは，キャンペーンの参加者がアプリから利用したい施設を選択して使用できるものとする。また，取得するクーポンの内容については，施設ごとに異なる内容に設定できるものとする。
- ・ クーポンの利用のためには，アンケートへの回答を条件とする仕様にする

ウ クーポンの取得方法・識別

参加者がアプリからクーポンを取得できるものとする。クーポンの利用については，参加施設に設置するQRコードを読み込むことで識別ができる方法とする。QRコードの設置ができない参加施設については，シリアルナンバーにより識別する等，代替の方法によるものとする。

エ クーポン交付額

上記2「契約金額の上限額」のうち，4,864,000円（消費税及び地方消費税を含む）は，クーポン交付額に充てること。

(4) キャンペーンの実施運営

ア キャンペーンの実施期間は，令和7年12月1日（月）～令和8年1月31日（土）とする。

イ 参加施設が決済金額をリアルタイムで確認できる体制を整えること。

ウ 一定期間ごとに，各参加施設の決済金額データを集計できる体制を整え，各参加施設に対する換金は速やかに行うこと。請求から換金までの期間については，現時点では請求があった日から15日を想定しているが，参加施設から速やかに支払う旨の請求があった場合は，遅滞なく対応すること。

エ 参加者からの問合せ等に対応すること。

(5) マップの作成

- ア 本キャンペーン終了後も活用できるように、参加施設及び景勝地を掲載したマップを紙媒体で作成し、地域の資源を「見える化」する。作成したマップについては、カフェ、温泉、体験型観光施設等に設置し広報に活用する。
- イ マップは、遅くとも検討会の前（9月中旬）には完成させ、事業説明に活用するとともに、企画の趣旨等を参加施設が把握できるようにすること。

(6) 広報

- ア キャンペーンに係るポスター、チラシ、ミニのぼり、卓上用のチラシ、レジ横のQRコード等を作成の上、参加施設に設置すること。ほかキャンペーン告知サイト、インフルエンサー、テレビCM等により多くの参加者が見込めるような広報を実施すること。
- イ 特設サイト等の専用ホームページを開設する場合は、ドメインの管理について、以下の(ア)～(エ)に留意すること。
 - (ア) 公開1カ月前までに、委託者に協議すること。
 - (イ) 当該ホームページに閉鎖時期や閉鎖後のドメイン（旧ドメイン）の運用について掲載するなど、利用者に事前に周知を行うこと。
 - (ウ) 旧ドメイン運用停止後、第三者に不正に取得されないよう旧ドメインを一定期間（1年以上）保持すること。
 - (エ) (ウ)の間、旧ドメインへアクセスがあった際に後継となるサイト（後継するサイトがない場合は終了を告知したページや本県トップページ等）へ転送を行うなど、旧ドメインが検索サイトの上位に表示される機会をできるだけなくすこと。

(7) 効果測定

以下のア及びイの項目等により本事業の効果測定を行うこと。

なお、各項目の測定結果については、事業終了時にレポートとして提出すること。

- ア 参加施設ごとの消費額、参加者属性、利用傾向（周遊状況等）等
- イ 参加施設に対するアンケート調査、参加者に対するアンケート調査※を実施し、本事業に係る有益性等客観的評価指標
 - ※ 参加者に係るアンケートについては、クーポン取得時にアンケートを実施する方式でも差し支えない。

(8) 問合せ対応

- ア 運営事務局として、キャンペーンに関する問合せへの対応を行うこと。
- イ 対応が困難な問い合わせに対しては、委託者と協議の上、対応を決定すること。
- ウ 問合せ内容・対応結果については、記録を保存し、委託者の求めに応じ、その都度、提出すること。

(9) 個人情報の管理

- ア 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- イ 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密が個人情報（個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）であるときは、別記「個人情報取扱特記事項」に従い、その取扱いを適正に行わなければならない。

(10) その他、キャンペーン等に付随する業務

その他、キャンペーンの実施に付随する業務を行うものとする。

5 報告事項

受託者は、以下のとおり報告を行い、委託者と協議・打ち合わせの上で、業務を遂行すること。

ア 進捗状況の報告

受託者は、毎月業務の進捗状況や参加者数等について、委託者へ報告すること。

イ 事業完了の報告及び成果物の提出

全ての事業終了後、令和8年3月13日（金）までに実績報告書等を提出すること。また、実績報告書には次に掲げる事項を含むこととし、紙媒体のほか、電子データでも提出すること。

(ア) 委託事業の実施内容をまとめた報告書（参加施設からの意見要望等を含む）

(イ) 参加施設ごとの消費額、参加者属性、利用傾向（周遊状況等）等の結果が分かる資料

(ウ) 参加施設に対するアンケート調査、参加者に対するアンケート調査の結果、有益性等客観的評価指標が分かる資料

(エ) 制作した広報PRツール及び印刷物等一式

(オ) 4(8)ウに係る事務局への問合せ内容及びその対応結果等

(カ) 構築したシステムの機能全体を説明する資料（フローチャート、モバイル端末に表示される画面、収集されたデータの保管方法等）

(キ) その他、委託者が別途指示するもの

6 著作権等

(1) 本件業務においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

(2) 本件業務により得られる全ての成果物・著作物に対する著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）については、委託者に譲渡することとする。

また、本件業務の成果物については、委託者又は委託者の承認を得た者の名において行われる広報活動等に利用できるものとする。この場合は、受託者は別途料金を請求しないものとする。

(3) 本件業務により納品する写真については、肖像権の問題が生じないように配慮すること。

(4) その他、著作権等の取扱いについて疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。

7 その他

本仕様書に定めのない事項又は内容の変更が生じた場合は、委託者と受託者で相互に協議を行うものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(保有の制限等)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(持ち出しの禁止)

第6 乙は、甲の指示があるときを除き、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、正当な理由により前項の承認を得た場合は、前項の第三者にこの契約に基づく

一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、前項の第三者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(報告義務)

第11 乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(監査及び実地調査)

第13 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理の状況について、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙に対して、監査又は随時、実地に調査することができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができ、乙はこれに従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第16 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者である県を、「乙」は受託者をいう。

2 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。